

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化して社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度新郷村一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、次のとおり社会保障施策に要する経費へ充当することになります。

《歳入》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	5,500 千円
《歳出》 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	328,687 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

(単位:千円)

事業名		平成27年度 予算額 (経費)	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	78,551	55,850		700	561	21,440
	高齢者福祉事業	13,294	425		1,902	280	10,687
	児童福祉事業	88,329	50,578	3,000	3	891	33,857
	小 計	180,174	106,853	3,000	2,605	1,732	65,984
社会保険	介護保険事業(繰出金)	90,546				2,315	88,231
	国民健康保険事業(繰出金)	48,009				1,227	46,782
	小 計	138,555				3,542	135,013
保健衛生	疾病予防対策事業	4,834			227	116	4,491
	高齢者医療事業	5,124	630		220	110	4,164
	小 計	9,958	630		447	226	8,655
合 計		328,687	107,483	3,000	3,052	5,500	209,652